

常任委員会審査状況

12月定例会に上程された議案を各委員会に付託して審査を行いました。12月10日と17日に予算決算委員会、12日に文教環境・産業建設委員会と各分科会、13日に総務・生活福祉委員会と各分科会をそれぞれ開催しました。各委員会及び分科会の審査のポイントは次の通りです。

総務委員会

議案第77号「鈴鹿市手数料条例の一部改正について」

審査のポイント

- (問) 各種証明手数料で、一律200円から300円に改訂する経緯と、300円に決めた根拠は。
- (答) 行財政アクションプランの中での、受益者負担の見直しということによる経緯がある。金額については証明書ごとに原価計算を行い、住民票は558円、印鑑証明書は443円、税証明は611円、埋火葬に関する証明は641円、など高い結果であった。三重県内ではすでに、いなべ市・名張市・伊賀市・志摩市の4市で300円としており、これ以上の金額の市は県内にはなく、これに合わせる形で300円とした。他の市町においても、検討を始めている現状でもある。

文教環境委員会

議案第114号「指定管理者の指定について」(鈴鹿市立体育館・鈴鹿市立テニスコートなど16施設)

審査のポイント

- (問) 指定管理者の選定説明資料によると、事業計画と収支計画は概要版になっているが、正式な事業計画や収支計画を提出するべきではないか。
- (答) 指定管理者制度が導入された平成18年以降、何度か議論もされてきた。現状鈴鹿市の制度上、指定管理者を募集する段階で、申請のあった事業計画も含めて書類一式は、そのまま公開できない状況になっている。情報公開請求をされるケースも多々あるが、市に帰属した文書でなく、情報公開条例に示す第三者文書として、公開する場合には、その団体の意見を聞かなければならず、団体に意見を聞くと、事業計画あるいは予算等については、そのもの全てが事業団体のノウハウであるとして、見せてはいけないとの回答であるため、市としてもその団体の意向を超えてまで公開をするということには踏み切っていない。

生活福祉委員会

議案第73号「鈴鹿市男女共同参画センター条例の一部改正について」

審査のポイント

- (問) 施設使用料について、消費税分の歳入が納税につながるものではないため、使用料を現行のまま据え置くことはできないのか。
- (答) 消費税法上、地方公共団体は納税義務者として定められており、施設使用料についても消費税の課税対象となる。消費税額の算定上、特例により結果的に納税額が0円となるものであるが、あくまでも市は納税義務者であり、施設の使用料には消費税が課税されるものとして、法に従い取り扱うこととなる。

産業建設委員会

議案第92号「鈴鹿市労働福祉会館条例の一部改正について」

審査のポイント

- (問) 鈴鹿市行財政改革アクションプランで受益者負担の見直しがあるが、それは考えているのか。また、消費税の増税と同時に行わなかった点についてどう考えているのか。
- (答) この施設は現在、指定管理者制度により管理運営されており、今後は施設の老朽化も進んでいく。今回は消費税の増税に伴う改正のみであり、受益者負担の見直しについては、必要な時期が来たら見直しを考えていかななくてはならない。